3　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
　管財人は、必要のある時はいつにても、裁判所の許可を得て、清算人を、増員、解任又は補充することが出来る。
　増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。

第７章　弁済資金の調達方法等
　第１節　弁済資金の調達方法
　更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、事業の譲渡代金などにより調達する。
　第２節　予想超過収益金の使途
　予想を超過する収益金が生じた場合には、更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除し、更に、余剰のある場合は、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

第８章　共益債権とその弁済方法
　更生手続開始決定の日から基準日（平成21年11月30日）までに支払った共益債権は、総額約104百万円である（別表６）。
　基準日における未払共益債権は、約金15百万円である（別表６）。
　前記未払共益債権及び平成21年12月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、事業の譲渡代金などをもって随時支払う。

第９章　少額債権等の弁済
　更生会社が、会社更生法第47条第５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権は、次のとおりである。
　支払対象債権者数　36名
　弁済総額　843,411円

第10章　争いの落着しない権利に関する措置
　更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは管財人もしくは管財人の指定する代理人弁護士において和解または訴訟を遂行し、和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は更生会社において各々適正妥当な解決を図ることとする。

第11章　その他の事項
　会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

以上

別表１から17まで添付省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第９号

千葉県長生郡長生村七井土1111番地１
更生会社　株式会社エイト
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
　第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
　第２節　更生手続開始後の経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針等
　第１節　基本方針（省略）
　第２節　更生計画の要旨（省略）
第３章　更生債権等に対する権利の変更と弁済方法等
　第１節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
　第１　所有権留保にかかる更生担保権
　１　確定債権
　確定更生担保権　121万8000円
　別表８－１・別表８－２
　債権者数　２名
　２　権利の変更及び弁済方法
　⑴　別表８－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権
　別表８－１「更生担保権弁済計画表（所有権留保：代物弁済型）」記載の更生担保権は、更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記①を選択したものとみなす。）、①確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに一括弁済するか、又は②更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日までに更生担保権の弁済に代えて当該担保権の目的物を更生担保権者に代物弁済する。
　但し、更生担保権者が②の方式を選択した場合であっても、担保目的物について管財人に管理権限がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により、代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権は、①の方式によるものとする。
　⑵　別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の更生担保権
　ア　弁済時期等
　㋐　担保目的物は、いずれも後記イ記載の方法で売却する。
　㋑　後記ウ記載の方法で計算した「担保弁済額」を、当該担保目的物売却代金全額を受領後２ヶ月を経過する日又は更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに弁済する。
　㋒　「担保弁済額」が別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」の「確定更生担保権額」（以下「確定更生担保権額」という。）に不足する場合、その不足額（以下「不足弁済額」という。）は一般更生債権とみなし、後記第３節の定めに従う。
　「担保弁済額」が確定更生担保権額を超過する場合、当該超過額（以下「超過弁済額」という。）を更生担保権とみなして弁済し、当該超過額相当額の一般更生債権に対してなされた本章の定めによる免除の効力は失われるものとする。
　イ　担保目的物の売却
　㋐　管財人は、裁判所の許可を得て、速やかに担保目的物を公正な取引価額以上の価額で売却する。
　㋑　管財人が担保目的物を売却するときの処分条件は、原則として以下のとおりとする。
　①　現状有姿（譲渡証明書、検査証その他担保目的物に係る必要書類等の存否を含む）による売買とし、売主は瑕疵担保責任を負わない。
　②　担保目的物の所有権の名義変更に要する費用及び引渡し費用等の売却の費用は買主の負担とする。
　㋒　売却の手続
　ａ　更生担保権者は、当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額以上となる価額による売買について、予め承諾する。
　ｂ　管財人は、当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額に満たない金額となる価額による売買については、裁判所の許可を得る前に、当該担保目的物の更生担保権者に対し、売却予定価額を含む売却条件等を通知する（以下「売却条件通知」という。）。
　更生担保権者は、売却条件通知に異議がある場合には、通知受領後２週間を経過する日までに、管財人に対し、売却条件通知の売却予定価格を含む売却条件等について異議を述べなければならない。また、当該更生担保権者は、売却条件通知の受領後１ヶ月を経過する日までに、管財人に対し、当該担保目的物をより高い価額（以下「希望購入価格」という。）で購入する者で、かつ、支払いが確実な者（以下「特定購入希望者」という。）を書面で紹介しなければならない（但し、前記㋑の条件を前提とする。）。